

和気町立和気小学校 いじめ防止基本方針

平成29年4月 策定

いじめに関する現状と課題

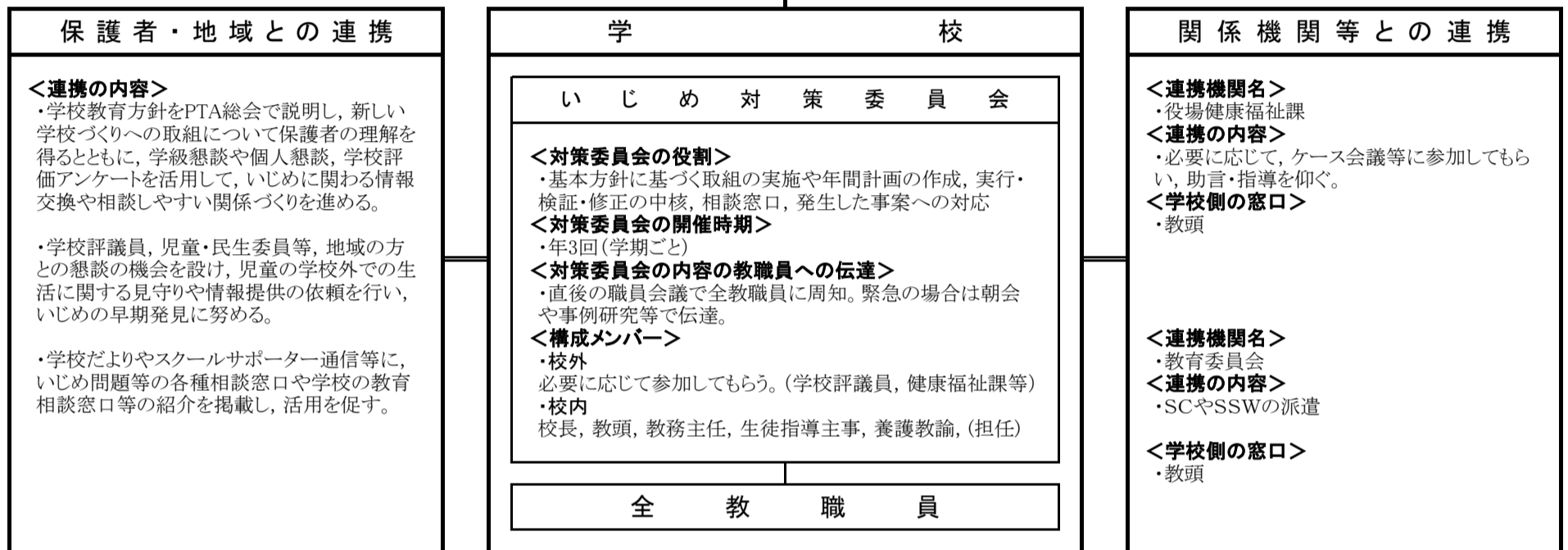
・学校統合初年度であり、子どもたちの人間関係が大きく変化することが予想される。そのため、担任の学級経営を中心に教職員全体で子どもたちの様子を観察したり、話を聞いたりするなど、いつでも、誰でも関わりを持つように配慮する必要がある。子どもたちの新しい人間関係づくりを支援して、楽しい学校・学級づくりを進め、いじめのない安心して生活できる学校環境づくりに努める。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、どの子どもにも、和気小にも起こりえるものである。いじめは、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識をもつことが必要である。
 ・「いじめがあるから悪いクラス」のではなく、「いじめを隠すからクラスがだめになっていくのである」という大前提で、問題が起こったときに、担任1人に責任を押しつけるのではなく、学校全体で取り組む必要がある。

<重点となる取組>

- ・本校は人権教育を基盤とした学校づくりを目指している。どの子にも自分の居場所があり、お互いに認め合える学校づくり・学級づくりを目指す。
- ・毎週金曜日の放課後に行っている事例研究を中心に、普段から、職員間の情報交換を密にする。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p>(学級経営) 日々の授業や行事の中で、どの児童も自分の居場所を実感でき、お互いを認め合える集団づくりを進める。</p> <p>(職員研修) ・h-QUの結果を分析する研修(夏季休業中)や情報モラルに関する研修を行う。</p> <p>(児童会活動) ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」に児童会主催の企画を行う。(ふわふわ言葉エピソード募集、縦割り遊び等)</p> <p>(情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において行う。</p>
②	早期発見	<p>(実態把握) ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、必要に応じて教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 ・担任外の教員も休み時間には運動場に出て、児童と遊ぶとともに、児童の友だち関係等を観察する。 ・学校評価アンケート(各学期ごと)や個人懇談等により、保護者からの情報を得る。</p> <p>(相談体制の確立) ・全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談できるような体制を整える。</p> <p>(情報共有) ・毎週金曜日に行っている事例研究を中心に、児童の情報交換を行い、全教職員の共通理解を深める。 ・連絡帳、電話連絡、学級通信等で、保護者との連絡を密にする。</p>
③	いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに事実確認を行う。生活アンケートを年3回実施する。</p> <p>(いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を行う。</p> <p>(いじめられた児童への対応) ・学級担任が被害児童の保護者に連絡し、事実確認の内容と今後の指導方針について十分説明し、了解を得る。 ・被害児童には、いじめ行為をなくすこと、「絶対に守る」という学校の意志を伝え、当該児童の安全確保に努める。 ・当該児童の心のケアを行う。(相談室・保健室の活用、家庭訪問等)</p> <p>(いじめた児童への対応) ・いじめの非に気付かせ、いじめられた児童への謝罪の気持ちを熟成させる。 ・保護者へ学校の指導方法等について十分説明し、家庭の理解・協力を得る。</p>